

官民競争入札等監理委員会  
第163回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第163回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年10月29日（木） 15:58～17:29

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 労働大学校運営等業務
- 文化庁メディア芸術祭の企画・運営
- JICA市ヶ谷ビル施設管理・運営業務
- JICAボランティア支援業務（選考支援業務）
- 空港土木施設の維持管理業務
- 空港有害鳥類防除業務

3. 事業の評価（案）について

- 環境省ネットワークシステムの運用管理業務

4. 第48回施設・研修等分科会 審議結果について

5. 第28回公物管理等分科会 審議結果について

6. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】

7. 閉会

○引頭委員長 皆様、こんにちは。定刻よりは少し早いですが、第163回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきたいと思います。

初めに、事務局で人事異動がございました。9月1日付で金子参事官の後任として澤井参事官が着任しておりますので、よろしくお願いいたします。

○澤井参事官 澤井です。よろしくお願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。

本日の議題ですが、議事次第のとおりとなっております。議題6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしております。

まず、実施要項(案)について御審議いただきたいと思います。本件については事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「労働大学校等運営等業務」「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」「JICA市ヶ谷ビル施設管理・運營業務」、以上3件の実施要項(案)について古笛主査から御報告をお願いいたします。

○古笛委員 では、3件について御報告させていただきます。

まずは、資料1-1、1-2と参考資料ですけれども、労働政策研究・研修機構の労働大学校の施設管理・運營業務についてです。

労働大学校の施設管理・運營業務につきましては、公共サービス改革基本方針において28年4月から31年3月までを期間として民間競争入札を実施することとされています。

当該実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を御報告させていただきます。

「1. 確保されるべき質の設定について」です。

論点1としまして、「快適性の確保」の質の設定において、満足度アンケート調査の「施設の生活面における整備状況について」と「警備員の対応について」の達成すべき水準が、それぞれ70%以上、85%以上、こういうふうに両方違っていたので、整合性がなくて、過去の達成実績からしてもこれほど大きな差を設ける必要はないということで、両方の達成すべき水準を80%以上ということで横並びにさせていただきました。それを資料1-2の4ページに記載しておりまして、黄色でマーカーしております。

論点2としまして、満足度アンケート調査の様式の「警備員の対応について」に「備品等の貸出の対応」という質問があったのですけれども、備品を借りない研修生もたくさんいるので、アンケートをして備品の貸し出しの対応について聞くのはどうかということで、備品を借りない研修生も御回答できるように「備品等の貸出の対応」を「入校時の受付や滞在中の対応」に修正しました。こういう形であれば、全員、警備員さんとの接点があるので、アンケートとして答えられないことはないだろうということで、この点は83ページに記載しているところです。

「2. パブリックコメントの結果と対応について」ですが、27年9月11日から9月30日

まで意見募集を行ったところ、現行事業者さん1者から5件の意見が寄せられました。入札に参加する者に必要な資格及び業務内容等について所要の修正を行ったところはございます。

労働大学校につきましては、この程度となります。

引き続き、資料2-1と資料2-2、参考資料ですが、文化庁メディア芸術祭の企画・運営についてです。

文化庁メディア芸術祭の企画・運営につきましては、公共サービス改革基本方針において、28年4月から29年3月までを期間とし、民間競争入札を実施することとされております。

当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、この点についても御報告させていただきます。

「1. 前回の実施要項(案)からの変更点について」は、大きく変更しているものではありません。事業内容のうち、①実行委員会事務局の運営、②コンテストの開催、③芸術祭の宣伝広報、④受賞作品展の開催、⑤贈呈式及び祝賀会の開催、⑥公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守のうち、従来、全て同一年度内で実施していたのですが、④受賞作品展の開催及び⑤贈呈式及び祝賀会の開催につきましては、29年度に実施することとなりましたので、その点についての変更のみです。

「2. 実施要項(案)全般の審議について」ですが、実施要項(案)の修正を伴う委員の意見はございませんでした。ただ、1者応札が続いていたということで、その改善の取り組みについて以下の点について確認しました。入札参加資格の緩和、共同事業体の参入可、入札説明会の実施、過去の応札者及び入札参加の可能性がある者への積極的な情報提供、こういった取り組みについて確認させていただきました。

「3. パブリックコメントの結果と対応について」は、27年9月4日から9月17日まで意見募集を行ったところ、1者1件の意見が寄せられましたけれども、実施要項(案)の修正に至る意見はありませんでした。

3番目としましては、独立行政法人国際協力機構市ヶ谷ビルの施設管理・運營業務についてです。

独立行政法人国際協力機構市ヶ谷ビル施設管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針において、民間競争入札を実施の上、28年4月から落札者による事業を実施することとされています。

当該業務に係る民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議した結果を御報告させていただきます。

「1. 実施要項(案)全般の審議について」ですが、実施要項(案)の修正を伴う意見はございませんでしたが、以下の点について確認させていただきました。

人員配置等の初期投資の回収がなかなか難しいという民間事業者の意見を踏まえて、契約期間を従来の3年から5年に延長しているという点です。

食堂運營業務については、これはほかの施設管理と違うのではないかという話もあったのですが、本施設の性質上、例えばある国の事業を紹介するイベントを行い、その後、食堂でビュッフェ形式によりその国の料理を紹介するというような他業務とも連携する機会も多いため、本業務に含めているということです。なお、共同企業体による応札も可能としていることから、この点が応札者数に影響することはないということで、この点は問題ないということを確認させていただきました。

なお、この市ヶ谷ビルにつきましては、今後、設備関係の工事が予定されていることから、それに伴い、設備情報等が変更となる場合には、工事内容が固まり次第、速やかに反映する旨、説明をいただきました。

「2. 意見募集の結果について」は、27年9月7日から9月25日まで意見募集を行ったところ、1者より1件の意見が寄せられましたが、実施要項(案)の修正を伴う意見ではありませんでした。ただ、別途、期間中に実施した応募勧奨、特別に意見交換みたいなことをされているのですが、その取り組みの中において事業者さんから出た意見を踏まえて、以下のとおり必要な修正を行っています。

総括業務における人員(総括主任)に必要な語学力の目安について、業務内容に見合ったレベルに修正しています。TOEIC640点以上を500点以上ということで緩やかにさせていただいている点ですとか、下記業務のこれまでの実績に関する資料を充実したということで、設營業務の件数及び所要時間の実績に対する資料や食堂運營業務に係る食堂利用人数の実績なども添付させていただいています。それぞれ資料3-2の161ページ、254ページに新たに追加されている資料がこれに当たります。

雑駁な御報告になりましたが、3件、以上です。

○引頭委員長 古笛主査、どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありました3件の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、どの案件からでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

川島委員、お願いします。

○川島委員 お配りいただいた資料の最後のJICAの部分で、A4横の資料がありますが、これは配った意味合いが何かあれば教えていただけますでしょうか。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局より補足させていただきます。こちらは、従来の実施状況として過去の契約の状況をつけさせていただいておりますけれども、2期前が1者応札で、1期前は3者で入札は行ったものの不落により随契を行ったということで、今期に当たっては仕様の充実とか、そういったことに留意して実施要項をつくっていただいたということで、過去の参考資料としてつけさせていただいている次第でございます。

○川島委員 わかりました。ありがとうございます。

○引頭委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思えます。

引き続き、実施要項(案)について御審議いただきたいと思えます。

それでは、「JICAボランティア選考支援業務」について稲生副主査のほうから御報告をお願いいたします。

○稲生委員長代理 JICAボランティア選考支援業務について御説明申し上げます。

期間につきましては、資料4-1の上のほうにも書いておりますが、平成28年3月から平成31年4月までということで予定しておりますのでございます。

要項(案)については資料4-2、その後にポンチ絵がついておりまして、この支援業務の内容を若干説明させていただきたいと思えますので、ポンチ絵のほうをお開きいただければと思えます。

選考業務の目的自体については、ボランティア派遣事業への応募者の中から一定の技術力を有する個人を選考するという趣旨でございます。

具体的な委託業務の内容については、8つにわたって業務の流れを書いております。応募受け付け業務から選考業務を2段階にわたって行って、その後いろいろオファーがあって、最終的にデータの管理を行う、大体こういった流れで業務が行われるとこのことでございます。

議論の内容につきましては、もう一度資料4-1にお戻りいただければと存じます。

「1. 事業の評価を踏まえた対応について」のところに論点と確認とありますが、実施要項(案)自体に修正を伴う意見はございませんでした。

確認事項がございましたので、そこを論点としております。と申しますのが、論点の1つ目の黒丸にも書いてありますように、例えば試験会場の案内ミスとか、検査指示の誤送付であるとか、あるいは資料の配布ミス等の、選考に来る方からすればかなり重大なミスだろうとは思いますが、こういったミスがございましたので、当委員会から再発防止策について検討いただきたいということをお願いいたします。

これを踏まえて機構におきましては、個人情報を含む機微な情報を扱う業務に関しまして、責任者として充実した実績が必要ではないかということで、追加いただいたということでございます。こちらとしては、もちろんそれ自体に異論はございませんけれども、3つの丸に書いてあるような障壁の問題ということで、かえってハードルが上がってしまって応募者が減るのではないかとということで内容を確認しております。

結論的には、確認のところにいろいろ書いてありますけれども、担当業務の中で業務総括を行う者と主任と呼ばれている者、2者に関しましてですが、これについてかぎ括弧の中にあるような実績要件をつけ加えたということでございます。この件につきましては、要項では別紙11の63ページ以降に「個人情報保護に関する実施細則」ということで、この細則自体はいろいろ条文はございますけれども、ただ、個人情報に関してはこれぐらいの理解は一般的に行われているのが通常ということもございまして、最終的には、特別、

専門的なスキルを求めているものではない、つまり障壁とはならないだろうという判断を我々委員会としては確認をさせていただきました。

「2. 意見募集（パブリックコメント）の結果について」でございます。5件の意見が寄せられました。事前承認を不要とした、あるいはスタッフ情報の提出を不要としたといったような修正を施したということでございます。

説明は以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

清原委員、お願いします。

○清原委員 清原です。

今回、確認事項として、個人情報を含む機微な情報を扱う業務の責任者に対して一定の条件を付記したということは大変重要なことだと思います。ただし、特別に専門的なスキルを求めているということで判断されたと思うのですが、業務につく人の資格や実績というだけではなくて、こうした取り組みをする際に個人情報保護を含む研修をするということが基本的には所与の条件のように思われるのですが、改めて、実施要項の中に「個人情報保護に関する研修」をすることなどというのはどのあたりに書かれているでしょうか、そのあたりを確認させていただければと思います。

○引頭委員長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局より御説明申し上げます。

今回、見直しの際、今、副主査から御説明があった改正に加えて、その他にも幾つか見直しをさせていただいております。そのうち、一つ、今、御指摘ありましたとおり、17ページに必須項目といたしまして、年に1回以上、社員に対して情報セキュリティーに係る研修を実施しなさいということを今回改めて追加しておりますので、先生へのお答えになろうかと思えます。

回答は以上です。

○清原委員 お答えありがとうございます。やはりこうした事業に参入していただくに当たって、あらかじめ、そうしたスキルを持っている統括の責任者がいるということは最も望ましいことなのですけれども、資格を持っているいないにかかわらず、こうした業務にかかわるときの情報セキュリティーあるいは個人情報保護に関する研修をしていただくというほうが、より効果的かと思います。JICAのボランティア選考支援という、人にかかわる業務がまさにこうした取り組みになる以上、とりわけこうしたことを意識した方に入札に参加していただければと思って確認させていただきました。要項に書かれているということが重要だと思います。ありがとうございます。

○引頭委員長 大変貴重な御意見ありがとうございます。やはり繰り返し研修を実施していくということがとても大事なことだと思います。

ほかに御意見はございますか。

私から1点、質問です。論点にある最初の黒丸で、案内ミス、誤送付、配布ミスといった、ボランティア選考支援業務のまさに業務の根幹のところでも多くのうっかりミスが出ています。今回提示されました、今後に向けての対応については的を射ているものだと思いますが、ここに書いてあるように、原因の分析を求めたところで終わっています。実際、原因はどのようなことで起こったのでしょうか、確認させてください。事務局からお願いします。

○事務局 原因といたしましては、まず、引き継ぎと申しますか、研修のところの一つあるとうということでありまして、例えば対応策といたしまして、次期事業者様への引き継ぎの方法としてシャドーイング、要するに、紙で引き継ぐのではなくて、実際について一子相伝的にお伝えするようなことを今回新たに盛り込みまして、きちんと理解いただくような態勢をとっております。ちゃんと原因分析をして対応といったところもできていると考えております。

○引頭委員長 引き継ぎに問題があったのではないかと申すことですか。

○事務局 原因の一つということですか。

○引頭委員長 それも一つの要因だったのではないかと申すことですね。

○事務局 つけ加えて申し上げますと、書類の誤送付といったところは、封筒を全く別の人に送ってしまったということがありましたので、その仕様、実施要項の38ページになりますけれども、封筒のあり方を見直しまして、普通の紙封筒ではなくて窓付きの封筒、要するに中に何を入れたかわかるという封筒を導入したということもありますので、そこも反省の結果かと思えます。

以上でございます。

○引頭委員長 原因はなかなか全部を突き詰められないということではありますが、かなりの部分については、改善と申しますか、工夫をされたということですね。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

では、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましても、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続きまして、実施要項(案)について御審議いただきたいと思えます。

それでは、「空港土木施設の維持管理業務」「空港有害鳥類防除業務」、以上2件の実施要項(案)につきましても、石堂主査から御報告をお願いします。

○石堂委員 それでは、私のほうから御報告させていただきます。

まず、空港土木施設維持管理業務ですが、資料5-1をごらんいただきたいと思えます。

この業務につきましても、平成23年度から全国25空港を順次、市場化テストを、下の表のように3グループに分けてやっております。もう2巡目に入っております、今回御審議



いただくのは2巡目の最後の案件です。

どんな業務かというのは、資料の最後にカラー刷りの「空港土木施設の維持管理業務について」という資料をつけておりますが、広い空港の巡回点検、草刈り、緊急時の補修、舗装面の清掃、そういった業務をやるということでございます。

この業務につきましては、今、走っている部分につきまして、ことしの6月に評価がございまして、その中では、市場化テストをやった結果としてコスト面での改善は見られるというところではございました。

特に資料5-1の表の2番目のところ、平成27年に開始した11空港に対する業務が10空港で1者入札になったということで、これは「1. 本事業について」の最後にとこりに書いておりますが、ここがやはり問題であろうということです。全体を3グループで見ますと、応札者がどこの空港に関しても減っていく傾向が見られるものですから、それに対する対策として、前回の評価の中でも、スケジュールの見直しとか、パブリックコメントの内容を広く周知するとか、個別に業者に説明を行うとか、空港の見学会をやるとか、ある意味ではソフト面での改善をしていく必要があるだろうということで、それにつきましては、今回の実施要項そのものには書かれておりませんが、対応していくことになっておるところであります。

「2. 小委員会における議論の結果」ですが、この案件につきましては、技術点と価格点の配分と書いてありますけれども、業者からの技術提案に非常に重点を置いている評価、配点になっておりました。そこをもうちょっと薄めるわけにはいかないのかというのが議論の焦点でありましたけれども、国交省さんとしては、24時間365日、空港の安全を守る技術力というのはやはり下げるわけにはいかないということ、そして、先ほど言いましたように、技術提案を非常に重視したいということから、配点の変更は今回も行わないということにいたしました。

「3. パブリックコメントの結果」でございますけれども、2者から4件の意見が寄せられました。文言の内容の確認等でございますが、実施要項(案)の修正は特にはございませんでした。

これが空港土木施設の維持管理業務の部分でございます。

もう一件は、資料6-1の空港有害鳥類防除業務でございます。

こちらは、平成26年度に仙台空港で市場化テストを初めて導入したものでございまして、今回、平成28年4月から4空港において3年契約でさらに進めようということでございます。

こちら、業務の内容につきましては、「有害鳥類防除業務の概要」という参考資料がありますが、空港内を広く巡回して鳥の群れがないかを調べつつ、銃器等でおどかしてよけていくというような業務と御理解いただければと思います。

資料6-1に戻りますが、今回は南部九州にございます4空港をそれぞれやっていきたいということです。ただ、このブロックでこれまでやってきた限りにおきましては、全て

1者応札でございました。先ほどの空港土木のほうは、1者応札といいながら、かなり多様な民間会社が落札しているケースだったのですけれども、こちらはある意味ではこのためにつくられた財団法人であります航空保安協会というのが市場化テストをかける前からずっと1者でやっているというところがありまして、そこをどう打破するかというのが問題であるということでございます。

国交省から出てまいりました実施要項(案)に加えました主な修正は、先ほど言いましたように、今回は4空港で、今までずっとブロック制でやってきたのを小規模にして、小さい地元の業者が入りやすいようにしたらいかがかということで修正を加えました。

それから、防除機器の標準例を追記とありますが、これは実施要項(案)の2ページ目、防除機器及び材料の種類というのが一覧表になっておりまして、要するに銃器でおどす、あるいは煙火で追い払う、さらに今回つけ加えましたけれども、爆音器、大きな音を出して驚かすというのも加える、このようなことで防除していくことにしたところでございます。

同じ実施要項(案)の6ページをごらんいただきたいと思います。防除業務の質のところ、表の一番上の内容の欄に、航空機と鳥類の衝突を防止する、その水準としては10.9件とありますけれども、これは1万回の離着陸に対して10.9回程度に抑えるというのを質の内容としておりました。

もう一点、実は仙台空港に適用したものでは「鳥衝突に起因する人の死傷を発生させないこと」、絶対起きてはいけませんというのがあったのですが、これは業者が注意を払えば防げるという性格のものではないのではないか、10.9件という先ほどの目標がありましたけれども、たった1件、見逃した鳥がエンジンルームに入ってしまったということまで問えるかという議論になりまして、今回からこれは基準から外すことになったということでございます。

これら実施要項(案)に対する修正を行ったところでございます。

パブリックコメントを行いましたけれども、3者から3件の意見が寄せられました。今まで1者応札でしたので、3者が関心を持ってくれて、非常に前向きな話かなと思いましたが、要項とは余り関係のない意見で、そういう意味でプラスの評価ができるパブリックコメントではなかったということでございます。

特記事項として「4. その他の応札者増加に向けた取組」というのがございます。本件は銃器を使うということで業者がおのずと限られ、銃器を使うところがほかの除草や巡回、そういう業務にも対応できるかというのもありまして、共同参加を認めるというのが有効である、これは仙台空港のときから導入しております。ただ、単に共同参加がいいといっただけではなかなか参加がふえないという実態もございまして、今回、国交省に対しまして、本業務に参入可能な企業の業務の内容の把握、これはちょっとまどろっこしい表現ですけれども、本業務に参加してきそうな業者というのはこの業務以外で通常どんな仕事をなりわいとしているのだろうということを調べてくれ、本当に入ってきてきそうな業者がいる

かということを確認していただく必要があるということで、参入可能企業の調査等を強化するという国交省をお願いしたところでございます。

先ほどの空港土木も有害鳥類につきましても1者応札が続いていて、これまでもずっと改善努力をしてきたのですが、なかなかふえないのが実態です。空港土木のほうは逆に減りつつあるということで、これはもしかしたら業務の性質によるのかもしれないということで、今回の様子を見て市場化テストにおける取り扱いというものを十分に検討していく必要がある案件かと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○引頭委員長 御報告ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問ございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 今の御説明は非常に詳細でわかりやすかったと思います。そういうテストは非常に有効だと思ったのですがけれども、土木施設の維持修繕、有害鳥類防除業務にせよ、言ってみれば、空港ごとにそんなに差はないですね。1空港ごとに入札することばかりを余り考える必要はなくて、同じようであれば、空港をまとめて入札にかけて、それができるという土木業者さんが複数応札してくるとかえって安く調達ができるというか、運営ができるということも考えられるのではないかと思います。もちろん零細企業を考えて余り広域的に入札するとかえって悪影響が出るかもしれないという面もあるのですが、一方、規模の利益を企業側に享受させながら、空港1件当たりのコストを下げる、そういうこともでき、かつ複数の入札先も出てくるのではないかと思います。

一方、鳥害のほうは、確かにグループによる共同参加というのは大事だと思います。銃を扱える人がどんどん減っていますし、実際、銃の教育をしているようなところもありますし、そういうのと連携しながらやるというのは非常に大事なポイントではないかなと思います。

いずれにしても、同じ業務をしている集合体だけに、もう少し入札の仕方の工夫の余地というのがあるのではないかなという感じです。

○引頭委員長 貴重な御意見ありがとうございました。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 大きくするメリットと小さくするメリット、両方それぞれありまして、空港につきましても、うんと大きな規模でやったときに参入業者がいるかどうかというところがやはり出てくると思います。今のところ、空港ごとにやっています。しかも、北海道から九州までありますので、雪の害とか、それぞれ空港によつての違いもあるということで、今のところは分担してやっているということです。今、先生からの御指摘がありましたように、状況を見て、グルーピング一括して発注する、あるいはグループそのものを地域ごとにするとか、いろんな考え方を国交省のほうで検討していただく必要はあるかなと思

います。

鳥類のほうは、どちらかというと、鉄砲を担いでという言い方は悪いですけども、あっちの地方からこっちに移ってくるというのは余り考えられないので、地元の業者を的にするしかないのではないかとということで小規模に、いわばグループだったのを今度ばらしたということで、これを一回やってみるといような感じで捉えていただければと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。

事務局から何か補足はございますか。よろしいですか。

ほかに御意見は。川島委員、御願います。

○川島委員 意見ではないのですが、質問させていただきます。

資料6-2の9ページ目、これは熊本空港のものでですけども、中ほどに赤く記載されている3.10や3.11、これは追加をされたということだと思います。こうした労働にかかわることについて適切に行っているかどうかということを入札参加資格の要件として加えるということは意義のあることと考えております。今回御報告をいただいた中で、その辺の経過の御説明がなかったのですけれども、こうしたことを記載するに至った御議論なりを参考までにお聞かせいただけたらと思います。

○石堂委員 これは事務局から答えていただきたいと思いますが、基本的には、世の中の動向といいますか、こういうことが常識的に入ってくるべきであるという中で今回追加したと理解しております。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局より回答いたします。

国土交通省で入札書や実施要項をつくるに当たってガイドライン的なものを作成されたということで、それに倣って、保険の未納、労働派遣に関するものも記載したと聞いております。

○引頭委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

1件目の空港の応札者が減ってきているということで大変心配しています。先ほど稲葉委員がおっしゃったように、今の段階では、適正な規模を見つけにくいという話と、国内での仕事が少し忙しいので、国の仕事が果たして魅力ある事業となっているのかという話がここ1年ぐらい出ています。石堂委員、御意見があれば、よろしく申し上げます。

○石堂委員 おっしゃるとおりで、鳥類のほうで業者がふだん何をやっているか調べてくれというようなことを申し上げたのも、要するに魅力がないのではないかと、今、1者応札がまずいから増やそうと我々努力するのですけれども、1者すら入ってこないことを想定して手を打つ必要があるのではないかと状況です。委員長がおっしゃるとおり、官が発注する業務が仕事として魅力がないとなかなか難しいのが現実だと思います。

○引頭委員長 新田参事官から、コメント、何かございますか。

○新田参事官 空港業務に限らず、公共施設の管理関係に関しましては、御承知のとおり、全般的に応札者が減っている傾向がございまして、特に、今、景気が若干よくなっている中で、土木関係の事業に関しては新規の事業が民間を含めて非常にふえてきています。メンテナンス関係の業務に関しては余りうまみもないということもあるかもしれませんが、業者の体力に対して応札が伸び悩んでいる。一方で、今の景気の状態が長く続くのかどうかということに関して、業界のほうはまだ懐疑感があるのか、技術者をふやすという方向になかなか進んでいないという部分がありまして、これについては国交省でもかなり問題意識を持って今後取り組んでいくというようなお話があったように記憶しております。

○引頭委員長 ありがとうございます。

これからもこの論点についても頭の隅に置きながら議論していただきたいと思います。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましても、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。

続きまして、事業の評価(案)について御審議いただきたいと思います。

事業の評価(案)については、事業主体からの実施状況報告に基づいて内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「環境省ネットワークシステムの運用管理業務の評価(案)」について事務局より御説明をお願いいたします。

○澤井参事官 それでは、環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務の評価(案)について御説明させていただきます。

資料については資料7-1をごらんください。

事業概要ですが、こちらは環境省内のネットワークシステムに係る業務でございます。

今回の事業実施期間は、24年4月9日から28年10月31日までの4年7カ月間でございます。

応札者数として4者でした。

今回の事業実施に関する評価でございますけれども、確保されるべき質として設定された項目は全て達成しております。また、民間事業者から、利便性の向上、セキュリティ対策の強化、運用の効率化の観点からの改善提案がなされ、民間の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献しております。

実施経費でございますが、従来経費と比べて4年間で全体では約8億9,000万円、42.8%、運用経費についても約4億円、51.3%の削減効果がありました。

今後についての対応でございますが、本事業は実施状況が良好で、経費も削減されており、また入札も4者の応札があり、競争性も確保されております。したがって、本事業につきましても、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以上です。

○引頭委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

○稲生委員長代理 よろしいでしょうか。

○引頭委員長 稲生委員長代理、お願いします。

○稲生委員長代理 これは、でき過ぎなぐらい非常にいい案件で、文句のつけようがないのですけれども、ただ、質問がありまして、応札者が4者あったということで、その中から最終的に1者、具体的には伊藤忠テクノソリューションズさんが受注されたということですが、そもそものシステム自体についての構築をしたのはどの業者か、具体的には伊藤忠以外のところが見つかったのかということをお聞きしたいのが1点でございます。

つまり、この削減効果というのは、そもそもネットワークを構築したところであれば、ある程度、削減をどうすればいいか、もしかすると目算が持てたのかもしれないと思いついて聞いた次第であります。とりあえず、それをまずお伺いできればと思います。

○引頭委員長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局 御質問にございました構築業者なのですが、こちらの環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務ということで、システムの構築もこの業務の中に入っております。したがって、本業務の請負者である伊藤忠テクノソリューションズが構築業者でございます。

○稲生委員長代理 要は、この手のシステムを外注に出そうと思うと、大体そもそものシステムをつくったところが有利という傾向があります。そういう意味では、今回たまたま構築もあったということもあるのですが、そうすると全く新しいシステムをつくったということなのですか。事業内容の②を拝見すると更改等業務とありますので、もとのシステムがあつて、その運用と更改が入っているということですから、必ずしも全く新しいシステムをつくったわけではないというふうに理解すべきですか。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○事務局 こちらにつきましては、環境省のネットワークシステムを全て設計、初期構築から行いますので、全てリニューアルというようなイメージです。

○引頭委員長 ありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問ございますか。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 ネットワークシステムの更改保守業務というのは、日々使うものですので、確かに重大な障害件数が起こったか起こらないかというのが非常に重要で、起こらないほうがいいに決まっているのですけれども、定義より重大ではないけれども、ネットワークはトラブルを必ず起こすわけで、問題は、運用保守している中でリカバリ時間にどのぐらい要したのか、本当はそういうことがよく吟味されていないと、日常業務に使う者が不便をこうむってしまって、ネットワークとしてはよく機能していないということになって

しまうわけです。重大障害は起こらなくてよかったのですけれども、ふだんの状況がもう少し指標としてチェックできるような体制になっているといいのではないかと思います。重大障害がゼロなので、多分そういう面もそれほど多くの問題は起こしていないだろうと推測されるのですけれども、そういうことがチェックされるといいと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。

今の稲葉委員の御質問というか、御意見は、ふだん使っている方々が実感してシステムの満足度が高まるようなものが今回の確保すべき質では不十分かもしれない、そのような御意見だったと理解しています。これは事務局からコメントがあればお願いします。

○事務局 今回、確保されるべき質として設定は、リカバリー時間に対しての目標は定めておりませんが、通常の障害はやはり多々ございまして、そのリカバリーはできるだけシステムの稼働率というところをキープする、ここを目標にリカバリーをできるだけ早くするという対応でカバーされているということにしております。

○澤井参事官 補足させていただきますが、資料7-2の3ページをごらんいただければと思います。実は、アンケート調査の項目の一つが表1になるのですけれども、問い合わせから回答までに要した時間という形での満足度をやっております。ほかの案件でリカバリー時間を目標として設定している場合もありますが、本事業についても一応こういう形で質を考慮した上での評価をさせていただいたと考えております。

○引頭委員長 稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 平均的に稼働率が高ければ、それだけ故障した時間が少なかったのだろうと思いますけれども、たまたま1件起こったのが半日も動かなかった、そういうことはなかったのかどうか。平均した数値も大事ですけれども、特記されるようなこと、特に長いのはどのぐらいあったのかとか、承知しておいたほうがいいのではないかと思います。

○引頭委員長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 資料7-2の9ページに「4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」ということで(1)(2)(3)と整理されています。本来的ユーザーというのは必ずしも環境省の職員の方だけではなくて、ホームページをごらんになった国民等も含まれると思います。今回はどうしても内部のヘルプデスク等の満足度が中心になっていますが、システム全体の運用のことを考えますと、9ページの改善実施事項というのも大いに注目すべきかと思いました。各府省においてネットワークシステムについてこうした運用保守を民間事業者にしてもらっている例が本当に多く、この会議でも議論してきたところです。

したがって、今後このような評価のレポートをまとめる際に、一般的な、あらかじめ用意されていた調査項目だけではなくて、今、稲葉委員が御提案されたようなことも含めて、さらに今回、具体的に提案をして、このプロセスにおいて改善されたものなどを積極的に盛り込んでいただくことで、総合的な評価がよりよくできるようなレポートをまとめていただければということをおよそ本日の9ページのところで確認させていただきました。ぜひ、今

後も、こういうふうに与えられた責務を果たす、どのぐらい充足したかということだけではなくて、プロセスにおいてどういうふうに改善をし、その実績を上げたかということなどについても共有化できればと思いましたので、発言しました。

以上です。

○引頭委員長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

今の御意見は大きく2点あると思っております。一点は、実際よくなったときに、もう一步踏み込んで、知の共有化というか、そういうのができるような報告書にできないかという点、もう一つは、知の共有化をするために他の省庁にも横展開ができないか、そういう御意見だったと思います。

新田さんから何かございせんか。

○新田参事官 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○引頭委員長 ほかにございますか。

この案件は、先ほど稲生委員長代理がおっしゃったように、でき過ぎといえますか、大変すばらしいのですが、実施期間を見ると、平成24年4月で震災の翌年から始まっています。逆算しますと、震災後の混乱期のときに多分、入札が行われたのではないかと推察されます。少し心配だったのは、確かにいろいろ御工夫はされたとは思いますが、先ほど清原委員が御指摘されました4の項目のみで、前回から5割もコストを下げることは少し難しいのではないかという感じもしております。技術革新といえますか、アーキテクチャーそのものを工夫することによってその価格が達成できたということなのかなど、実際どのような背景になっているのか、そこだけ確認させてください。

事務局、お願いします。

○事務局 今回、実施経費がかなり削減されている理由としまして、この市場化テストを実施する前の事業が構築をする業務と運用する業務の2つに分かれておりました。それを統合化し仕様書の見直しを行ったといったところが削減の大きな要因となっております。

○引頭委員長 ありがとうございます。

それにしても大変大きな経費削減で、ある意味では一つの成功体験例になるのかもしれませんが。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、事業の評価(案)につきまして、監理委員会として異存はないということにいたします。今回これで卒業ということですね。

続きまして、「第48回施設・研修等分科会審議結果について」事務局より御説明をお願いいたします。

○澤井参事官 それでは、資料8に基づきまして、第48回施設・研修等分科会における審議結果について御報告させていただきます。

今回は、業務フロー・コスト分析に係るヒアリング、案件としては中小企業大学校における企業向け研修の企画及び受講者の募集に係る業務についてです。



中小企業大学校における企業向け研修という事業自体は、平成21年度から民間競争入札による民間委託を実施していたのですが、平成26年度から28年度の事業では、全体の研修業務のうち研修企画の部分と受講者募集の部分については委託の範囲から除外して、直営に戻す形、大学校自身が実施する業務となりました。

これに伴って、独立行政法人の中小企業基盤整備機構は、業務フロー・コスト分析を使用した詳細な分析、検証を行って、今後の平成26年度から28年度の事業評価時に、再度、民間委託の部分拡大したほうがいいのか、それとも直営のままがいいのかということも含め、監理委員会に報告することとなっております。今回、業務フロー・コスト分析の部分の分析がまとまったということで、9月8日に機構からヒアリングを行いました。

ヒアリングの概要なのですが、分析はなかなか難しい面もございまして、民間委託というよりも直営に戻す効果ということを機構は主張しているのですが、要求水準の示し方に課題もあったのではないかと、あるいは分析が必ずしも同じ研修での分析ではなかったため、同種の研修に絞ったような分析ができなかったのかとかいう御意見もありましたが、いずれにしても、分析を今後の質の達成やコスト削減の取り組みのために活用していただきたいということでした。また、分析の結果、分析対象の2校は人件費が高くなったのですが、全体では安くなったという説明もありましたので、こうした点を今後の業務改善に生かしていく余地があるのではないかと御意見がありました。

今後の対応方針ですが、今回の分析は、28年5月の事業評価のときに、本分析結果を活用するために実施したものでございますので、この分析結果を業務効率化に結びつけて、さらに効果的に業務を実施できる可能性があると考えておまして、特に委員からの意見も踏まえて、民間以上の実績を達成するという意識を持って業務に取り組んでほしいと考えております。事業評価に際しては、直営で実施した業務の状況の検証も含めて事業評価を行い、次回以降の入札の方向性について結論を得たいと考えております。

以上です。

○引頭委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問ございましたら、よろしくお願いたします。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 たびたび申しわけないのですが、お話の内容はよくわかりました。でも、お聞きしていてすごく複雑な気持ちになるなと思いました。

私自身、直感的には、民間競争入札の分のうち、研修企画とか受講者募集のところを除外するというのはそれほどの外れのことではないのではないかと、むしろ言ってみれば本務的な仕事なので、アウトソースするということはちょっとおかしいのではないかと思います。そうであるのに、いろいろコスト比較をするとやはりもとのほうがいい、そういう結論になるとすると、そもそもこういう中小企業大学校の存立そのものが必要ないのではないかとおぼろげな得ないのです。

さっきのJICAのボランティア募集の付随業務についてもそうなのですが、あれは付随とついていたからいいのですが、採用とか、そういうものはその組織にとって根本的なお話なので、いわゆるコストという面からだけでそれを外へ出したらいいのか悪いのかという議論をするのはいかがかと思ひまして、別に答えはないのですが、この結論にあるように、もう少しよくその実態を御調査なさるのがよいのではないかと思ひました。

○引頭委員長 貴重な御意見、ありがとうございます。

これにつきまして、事務局から何かございますか。

○澤井参事官 まさに今回のこの委員会で議論しているところも、コストと質と両方の観点を議論していると思っております。したがって、今回、業務フロー・コスト分析という形でやりましたが、実はコストの面でも、2校については、トップみずからが出向くといった作業により、どうしても直営のほうが人件費上は高くなりましたが、この業務費用は、1校については直営のほうが安かったという結果も出たので、分析の結果はどちらとも言えないとなっております。

御指摘のとおり、研修の内容について、中小企業政策は国の非常に重要な政策ですし、さらに地域性を鑑みて、どのような内容にするか、あと、募集についても、特に地域の経営者向けですので、直接、大学校から行ったほうが、効果が上がるということもあると思ひます。そうした質の点を加味して、どちらがやるかというのを今後の評価のときに検討すべきだと考えています。いずれにしても、委員が言われたとおり、どちらがどちらというわけではありませんので、ぜひ適切に御意見をいただきながら、今後も検討していきたいと考えております。

○引頭委員長 ほかにございますか。

今回の業務フロー・コスト分析は、結果としては少しかみ合っていなかったといひますか、その結果をもって判断するのがなかなか難しい内容に終わったというのは、先ほどの事務局のお話のとおりだと思ひます。

逆に言えば、私たち自身も何をこの業務フロー・コスト分析で知らなければいけないのか、あるいは何を知りたいのかということについてももう少し考えて、依頼の仕方等も含めて改善していかなければいけないということが確認できた、一つの非常によいケースであったと思ひます。この分析は非常に時間もかかり、大変だったと理解しております。事務局におかれましては、本当にありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

続きまして、「第28回公物管理等分科会審議結果について」事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料9に基づきまして、公物管理等分科会における審議の結果報告をさせていただきます。

本件は、公共サービス改革基本方針の別表に記載されている事業のうち、民間競争入札

の実施そのものにつきまして、平成27年度中に結論を得るとされておりました2つの事業につきまして、平成27年10月15日に開催いたしました公物管理等分科会でヒアリングを行ったものでございます。

この2件につきましては、いずれも、実施しております機関のほうから27年度中の結論といたしまして、民間競争入札を実施しない、別表から削除していただきたいという御要望が来たものでございます。別表から削除するだけの内容があるのかどうか、民間競争入札を実施しないということについて妥当性があるのかどうかについてヒアリングを行ったというものでございます。

1件目は、内閣府の原子力防災研修でございます。これは、自治体等の防災業務の関係者を対象といたしまして、原子力災害特有の基礎的な知識の習得を目的とする研修でございますけれども、原子力発電所が立地する道府県に研修者が出向いて行って現地で実習する、研修も行うというものでございます。こちらは、平成24年度から先ほどの公共サービス改革基本方針の別表に記載されている事業でございますが、平成24年以降、文科省、それから独立行政法人原子力安全基盤機構、さらに原子力規制庁、そして内閣府と、実施主体そのものが転々としたということ、さきの東日本大震災の関係もございまして、研修の中身そのものについて抜本的な見直しをするということもございまして、平成27年度中に結論を得るという扱いになっていたものでございます。

これにつきましては、実施府省であります内閣府のほうから、一つには、これまで平成24年以降取り組んできた改善の取り組みの内容についての御報告、さらに平成29年度以降、本事業につきましては、交付金化することによりまして、国の事業から地方自治体が自主的に行う事業に移管することが示されたところでございます。これに関しまして、委員のほうからは、地方自治体に事業を移行するについての構想の確実性、研修業務の専門性を踏まえて、交付金化した後に地元企業などが参入する余地があるのかどうかといったことについての確認等の御意見があったところでございます。

本ヒアリングを通じまして、当該研修業務に関しましては、平成29年度中に交付金化されるということが自治体の了解も得ながらかなり確度をもって進んでいるということ、また、自治体が主体的に実施することによりまして、各地域の特性に合わせて研修をより効率的に実施できることも期待できるということが確認されたところでございます。この交付金化ということにつきましては、予算項目でございますので、平成29年度予算の概算要求について財務当局との協議を経て決定するものではございませんけれども、内閣府によりますと、かなりの確度でいけるのではないかという手応えもあったということでございます。

こうした状況を踏まえまして、ヒアリングの結果といたしまして、本事業につきましては、別表から削除することが適当であるという結論になったものでございます。

続きまして、国立研究開発法人産業技術総合研究所、通称産総研と呼んでいるところでございますけれども、こちらが保有しております研究情報等公開データベース及び情報検

索サーバーの運用管理業務についてのフォローアップでございます。

こちらにつきましても、平成24年に別表に載った事業でございます。業務の概要といたしましては、産総研がこれまで行ってまいりました研究成果などを広く一般に普及することによりまして、新しい産業の創出を促進するというを目的として設置しております公開データベースの運用とその管理を行う業務でございます。なお、従来、このサーバーにつきましては、みずから産総研が保有して、サーバーのハードの保守も含めてこの業務をやっていたというものでございます。

これに関しましては、産総研のほうから、これも平成23年の東日本大震災を契機といたしまして、公開データベース全体についての見直しを行ったというお話でございまして、平成25年度からはクラウド環境に移行して、さらにコンテンツも大幅に見直したということになっておりまして、平成25年度から27年度の3カ年の事業でクラウド機能サービスの一般競争入札を行って民間に受注していただいているということでございます。

これによりまして、従来、ハードの保守も含めて年間5,400万円ほどかかっていた業務が現状ではサーバーのレンタル代相当の300万円まで金額が下がっているということです。それから、データベースの保守管理につきましても、研究者がみずから実施するということで、大幅に業務の内容が変わってきているというお話でございました。

これに関しまして、委員のほうからは、クラウド化によりまして対象業務がどのように変化したのか、クラウド化によって大幅に削減できた理由は何か、データベースがクラウド化することによって今後の業務の発注について競争性が阻害されるようなことはないのかといったことを確認する質問がございました。

ヒアリングを通じまして確認できたことといたしまして、一つは、冒頭申し上げました研究情報公開データベースと情報検索サーバーの運用管理業務そのものが現在は実施されていないということ、また、クラウド化移行の見直しによりまして、公開したデータにつきましては、研究各ユニットが個々に管理しておりまして、産総研が組織として管理しているものは存在しないということ、また、従来業務では、ハードウェア、ソフトウェア、両方の運用保守やデータベースの整備、データ更新、技術支援などの経費が必要となっておりましたけれども、クラウド化によってこれらが不要となった結果、金額が大幅減となったことが確認されたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、既に市場化テストの対象となるような事業は残っていないということが確認できましたので、本件につきましても、別表から削除することが適当であるという結論となったものでございます。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1点、質問です。2つ目のデータベースのサーバーについてですが、金額が5,400

万円から300万円へと大幅に下がったということについて、分科会で、その背景は何かという委員の御質問に対してヒアリングで確認していただいたわけですが、公開データベースとか情報検索サーバーの運用管理というのが産総研の業務としては行われなくなり、ただデータを残しておくという機能だけを行っているような感じなのですよ。そうした中で心配だったのは、そうはいっても研究情報というのは非常に重要な情報でありますから、セキュリティーが300万円という金額のなかで果たして大丈夫なのかという点です。コストが低いのは大変結構ですが、その点だけ教えてください。

○新田参事官 これは、情報データベースそのものの抜本的な見直しを行っている中で、一つは、公開するデータそのものの見直しも行っているところでございますけれども、一義的に研究成果といいますのは、個々の研究者が持っておりますコンピューターシステムの中で個々の研究者のほうで管理している。その管理している内容の中から公開するに値するものについてこちらの公開データベースのほうに載せていく運用にしているということでございます。したがって、仮にレンタルサーバーで行っております公開データベースが運用停止になる、あるいはクラッキングを受けるなどで問題が生じて停止したような場合につきましても、直ちに復旧ができるだけのデータのバックアップは産総研の個々の研究者のほうで確保しているということでございますので、そうした問題は生じないと理解しております。

○引頭委員長 そうですか。ありがとうございました。

ほかに御意見はいかがですか。よろしいですか。

では、両方とも別表から削除ということでよろしいかと思えます。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。